

産前産後の保険料免除について

これまで多数お問い合わせをいただいてまいりましたが、国の方針に則り、組合では**産前産後の保険料免除**の制度化を進めています。具体的な受付の開始時期や申請の方法などは検討段階ですので、対象となる方は内容をよくお読みいただき情報の更新をお待ちください。また、**保険料免除の対象期間は令和6年1月分から**となる予定ですので、ご注意ください。

保険料免除制度の概要について

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の 国民健康保険料が免除されます

免除対象となる条件

- 令和5年11月1日以降に出産予定の組合員および組合に加入している家族であること
- 妊娠85日（4ヶ月）以上の出産であること
（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含む）



届出に必要な書類

- ① 組合様式の届出書
- ② 母子健康手帳など

※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

※届出については出産予定日の6ヶ月前から、出産後の届出も受付可能となる見込みです。

※届出の方法や申請書の様式等は現在協議中です。

◎保険料免除方法の詳細については裏面をご覧ください

国民健康保険料の免除方法

★出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」といいます。)まで保険料が免除されます。

○単胎の方

3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	出産予定月	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
------	------	------	-------	------	------	------

○多胎の方

3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	出産予定月	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
------	------	------	-------	------	------	------

※産前産後期間の保険料が免除されます。

※多胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の3ヶ月前から6ヶ月相当分が免除されます。



出産前の届出は、母子手帳など
出産予定日のわかる書類が必要です！



★令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が免除されます。

令和5年8月	令和5年9月	令和5年10月	令和5年11月 (出産予定月)	令和5年12月	令和6年1月	令和6年2月
--------	--------	---------	--------------------	---------	--------	--------

↑対象期間

※令和5年11月に出生した場合、令和6年1月分の保険料のみが免除されます。令和6年1月より前の期間については免除の対象となりません。

★保険料が免除された場合、払い過ぎになった保険料は還付されます。



作成：関東信越税理士国民健康保険組合
さいたま市大宮区桜木町 4-376-1
TEL:048-631-2211 FAX:048-644-3030



こちらのQRコードをスマートフォンで読み込むと組合HPへアクセスできます。